

平成26年第11回教育委員会会議録

開会日時 平成26年10月23日（木） 午後 3 時00分

閉会日時 平成26年10月23日（木） 午後 3 時18分

場 所 岡崎市役所東庁舎 2階大会議室

出席委員 小出 義信 福應 謙一 櫻井 敬子 土屋 武志 高橋 淳

説明のため出席した職員

横山教育部長 高須教育監

鈴木教育部次長兼総務課長 山田教育部次長兼社会教育課長

安藤学校指導課長 鈴木施設課長 春日井給食管理室長

会議録指定職員

神尾総務課主幹

渋谷総務課主任主査

次第

請願書の取扱いについて

(議題)

議会の議決を経るべき議案に関する意見について

(議題及び議事の要旨)

■請願第2号

請願の取扱いについて

総務課長

議案書等により説明

小出委員長

請願第1号については、土屋委員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に該当し、この審議に参加することができないことから審議終了まで退室を求める。

(土屋委員退室)

小出委員長

請願内容について委員の意見を求める。

委員

請願者は、特定の出版会社の歴史教科書の記述内容を取上げ、教育委員の考えを求めているが、歴史認識については人それぞれ多種多様な考え方や受け留め方があり、教育委員会の場にお

- 委員 いて議論できる内容ではないと考える。
教科書は、文部科学省により専門的・学術的な調査審議が行われ、高度かつ適切な教育的配慮がなされた検定教科書の中から採択している。今回、請願者が取り上げた教科書も検定教科書であり、請願者がバランスの欠く教科書であると考えてるのであれば、その根幹となる教科書検定を行う文部科学省に申し出ていただくべき内容ではないか。
- 委員 教科書については、多様な意見や考え方があることは理解している。今回の請願については、貴重なご意見の一つとして留めることが適切であり、採択の是非を審議することは適切ではないと考える。
- 小出委員長 請願第2号を議事として取扱うことについて、賛成する委員の挙手を求める。
(挙手なし)
- 小出委員長 請願第2号について、議事として扱わないことを宣言
小出委員長 土屋委員の入室を許可する。
(土屋委員入室)

■日程第1 第17号議案

議会の議決を経るべき議案に関する意見について

学校指導課長 議案書等により説明

小出委員長 質疑を許可

(質疑なし)

小出委員長 第17号議案「議会の議決を経るべき議案に関する意見について」の採決（挙手を求める）
挙手（全員）

岡崎市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年11月19日

教育委員会委員長 小出 義信

教育委員会教育長 高橋 淳